平成２７年（フ）第８４７０号
東京都世田谷区新町１丁目36―９―502
債務者　田邊　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８４号
東京都練馬区南田中２丁目７―14
債務者　齋藤惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８５号
東京都練馬区北町８丁目８―20―201
債務者　丸山　師穂
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５００号
東京都江戸川区南小岩７丁目36―17―201
債務者　秋山　　実（旧姓瀧澤）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５０１号
東京都江戸川区南小岩７丁目36―17―201
債務者　秋山八重子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５０７号
東京都墨田区東向島４丁目27―４―104
債務者　佐々木　司
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５０９号
千葉県市川市湊新田３―６―203
債務者　原中　佳代
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５１２号
東京都大田区池上６丁目27―２―201
債務者　油井　由実
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５２３号
東京都江東区亀戸３丁目44―６―305
債務者　小野寺加江子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５２７号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―３―303
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３５号
東京都北区中十条１丁目17―17
債務者　丸山　貴之
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３８号
東京都板橋区板橋１丁目11―２―505
債務者　田口　　孝
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５４２号
東京都江東区北砂２丁目９―16―103
債務者　荒川　美喜
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５６号
岡山市北区十日市東町６番50号
債務者　石本　典子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８２号
岡山市北区岡町19番15号第一金尾コーポ203号、旧住所岡山市北区岡町２番15―314号
債務者　橋本　リエ
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部